

ゲームソフト販売事業者 様

北海道環境生活部長

有害図書類の指定に係る審査団体の指定について（通知）

平素より本道の青少年の健全育成にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、北海道では北海道青少年健全育成条例の一部を改正し、有害図書類の包括指定の対象に、これまでの「録画テープ、録画盤」（DVD等の映像ソフトを指します。）に加え、新たに「磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」（ゲームソフト等を指します。）を規定し、対象を拡大いたしました。

つきましては、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第1項第2号で規定する知事の指定する団体として、次の団体を再指定及び新規指定しましたのでお知らせします。

なお、この指定により、当該団体が審査し、青少年の視聴を不相当とした「録画テープ、録画盤又は磁気ディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるもの」（以下「録画テープ等」とします。）は包括的に有害図書類となり、道内においては、青少年への販売や貸付け等が禁止されるとともに、これらの録画テープ等を陳列するときは、有害図書類以外の図書類との区分陳列や青少年による購入、借受け等を禁止する旨の表示が必要となるほか、自動販売機等への収納が禁止されますので申し添えます。

記

1 指定団体

団体の名称	主たる事務所の所在地	審査の対象	指定区分
一般社団法人日本コンテンツ審査センター	東京都新宿区新宿一丁目7番10号	録画テープ等	再指定
一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構	東京都港区芝浦三丁目11番13号	録画テープ等	再指定
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号神田高野ビル4階	録画テープ等(録画テープ及び録画盤を除く。)	新規指定

2 指定年月日

令和2年1月7日

3 審査結果の表示

審査団体が青少年の視聴を不相当とした録画テープ等には、次のいずれかの標章が表示されています。

一般社団法人日本コンテンツ 審査センター	一般社団法人コンピュータ ソフトウェア倫理機構	特定非営利活動法人コン ピュータエンターテイン メントレーティング機構
		

4 添付資料

- (1) 北海道公報第69号（令和2年1月7日発行）の抜粋
- (2) 北海道青少年健全育成条例及び同施行規則の抜粋